

## 令和4年度 島根県立大学募金助成金事業 在宅助成要綱

### (目的)

第1条 「島根県立大学募金助成金事業」の一環として、支援を必要とする人たちが、新たな年を迎える時期に安心して暮らせるための島根県立大学募金助成金や、入学などに際してのお祝い金を助成し、低所得者世帯の生活支援に資することを目的とする。

### (助成対象)

第2条 別紙1の令和4年度「島根県立大学募金助成対象表」に該当する世帯とする。

### (助成内容)

第3条 助成額は、12,000円/世帯、増每3,000円/人、入進学等祝金 10,000円/人とする。

2 入進学等祝金は対象世帯の中で、翌年度に小学校入学、中学校入学、中学校卒業する児童、生徒がいる世帯に対し助成する。

3 ただし、助成額は、その年度の募金額と申請件数により決定する。

### (交付時期)

第4条 島根県立大学募金助成金は令和4年12月中旬から下旬まで、入進学等祝金は令和5年4月中旬から下旬までに交付予定とする。

### (受付期間)

第5条 受付期間は、令和4年10月5日(水)から11月24日(木)までとする。

### (申請方法)

第6条 対象世帯からの申請方式とする。社協やいづ9月号に掲載の「島根県立大学募金助成金申請書」(様式第1号)と別紙1の中から必要な提出書類を添付し、焼津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の本所、又は大井川支所へ提出する。

- 2 本会の本所または大井川支所へ提出は、郵送でも可とする。
- 3 担当民生委員児童委員へ提出し申請を依頼することもできる。民生委員児童委員は、本会の本所または大井川支所に申請書を提出する。
- 4 申請書は、本会事務局、本会ホームページ、民生委員児童委員、地域福祉課、介護保険課、子育て支援課、保育・幼稚園課、市民課等で取得できる。
- 5 提出された申請書類等は返却しない。

(助成の決定)

第7条 本会事務局にて申請を取りまとめ、内容を審査し、会長が適當と認めた場合、「助成金交付決定通知書」(様式第2号)により通知する。

(助成金の交付)

第8条 交付は担当民生委員児童委員から申請者への手渡しとする。

(助成の取消)

第9条 助成決定後、虚偽の記載が判明した場合は助成の決定を取り消すとともに、すでに交付されている場合には、助成金を返還するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が定めるものとする。

[別紙1]

## 令和4年度「歳末たすけあい募金」助成対象表

対象世帯は「対象区分1」をすべて満たし、かつ「対象区分2」のいずれかに該当する世帯

### ○対象区分1

内 容	提 出 書 類 (いずれか1つ、全申請者必ず提出)
<p>※以下の項目にすべて該当すること</p> <p>①令和4年10月5日現在、焼津市の住民基本台帳に登録されている世帯</p> <p>②世帯全員の住民税（市・県民税）が非課税である世帯</p> <p>③民生委員児童委員の支援を必要とする世帯</p> <p>④生活保護を受けていない世帯</p>	<p>令和4年度の書類で</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住民税課税証明書[児童・生徒（大学生まで）を除く、世帯全員分]</li><li>・介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書(写) ※</li><li>・介護保険料納入通知書(写) ※</li><li>・納入通知書兼特別徴収開始通知書（写）※</li></ul> <p>※保険料率段階区分が第1、2、3段階であること</p>

### ○対象区分2

	対象世帯	内 容	提出書類（区分A、D、E、F該当者）
A	母子・父子世帯	中学生までの子どもを養育し、子の祖父母と同居していない世帯	児童扶養手当証書(写)又は、母子家庭等医療費助成受給者証(写)
B	高齢者世帯	世帯全員が満65歳以上の世帯又は、これらに中学生までの者が加わった世帯	—
C	ひとり暮らし 高齢者世帯	満65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯	—
D	要支援者 要介護者	介護保険の要支援者・要介護者のいる世帯	介護保険被保険者証(写)
E	障害児・者世帯	障害児・者のいる世帯で、以下の手帳を取得している者がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳 1、2級</li><li>・療育手帳 A、B</li><li>・精神障害者保健福祉手帳 1、2級</li></ul>	身体障害者手帳(写) 療育手帳(写) 精神障害者保健福祉手帳(写)
F	上記「対象区分2」の「A～E」に該当しない世帯であるが、「対象区分1」をすべて満たし、民生委員児童委員が支援を要すると認める世帯		民生委員児童委員の意見書 ※申請書「民生委員児童委員 使用欄」に世帯状況を記入

同一世帯で、施設入所者、長期（6ヶ月以上）入院者は対象外。

### ■入進学等祝金：

対象世帯の中で、翌年度（令和5年3月または4月）、小学校入学、中学校入学、中学校卒業する児童、生徒がいる世帯に対し助成。